

平成 2 6 年第 2 回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(平成 2 6 年 1 1 月 1 7 日)

平成26年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

招集年月日 平成26年11月17日(月)

告示年月日 平成26年11月10日(月)

招集の場所 相楽会館 会議室

開 会 平成26年11月17日(月) 午後1時58分

閉 会 平成26年11月17日(月) 午後3時45分

出席議員(14名)

1番	吉元善宏	2番	中野重高
3番	呉羽真弓	4番	曾我千代子
5番	大倉博	6番	前出茂
7番	坪井久行	8番	三原和久
9番	吉岡克弘	10番	西岡努
11番	籠島孝幸	12番	新田晴美
13番	西岡良祐	14番	杉浦正省

会議録署名議員

7番	坪井久行	8番	三原和久
----	------	----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事(精華町長)	木村要	理事(木津川市長)	河井規子
理事(笠置町長)	松本勇	理事(和束町長)	堀忠雄
理事(南山城村長)	手仲圓容		
会計管理者(精華町会計管理者)	安岡誠		

事務局職員出席者

事務局長	福田全克	主幹	國子慶順
主査	南山新治		

議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議席の指定
- 第 4 同意第 1 号 相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任の件
- 第 5 認定第 1 号 平成 2 5 年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算
認定の件
認定第 2 号 平成 2 5 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計
歳入歳出決算認定の件
- 第 6 議案第 7 号 相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例の件
- 第 7 議案第 8 号 平成 2 6 年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第 1
号）の件

平成26年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会

平成26年11月17日(月)

相楽会館 会議室

(午後1時58分 開会)

議長 皆さん、定刻前ですけれども、これより始めさせていただきます。皆さん、こんにちは。

本日の出席議員数は全員でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより平成26年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会を開会いたします。

定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

11月半ばを過ぎ、朝夕の冷え込みも一段と厳しくなってきました。議員の皆様方には、12月議会を控え、公私にわたって御多用のところ御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。また、日ごろから議会運営に御理解、御協力をいただき、高席からではございますが、重ねて厚く御礼を申し上げます。

さて、南山城村議会におかれましては、本年3月に平成26年第1回南山城村議会臨時会により、議長選挙等が執行され、本組合議会議員が新たに選出されました。ここで、御紹介をいたします。南山城村議会議員、新田晴美さんです。よろしく申し上げます。

新田議員 新田です。よろしく頼みます。

議長 同じく、吉岡克弘さんです。

吉岡議員 吉岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 ここで議会運営委員の選任について御報告申し上げます。地方自治法第109条の2第3項及び委員会条例第5条ただし書の規定により、平成26年9月1日に南山城村議会議員、新田晴美さんを選任いたしました。

本日提案されています議案は、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任の件、平成25年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件及び平成25年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定の件など、計5件でございます。いずれも重要な案件でございます。慎重な審議の上、適切、妥当な結論が得られますよう、お願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

これより本日の会議に入ります。

代表理事から御挨拶を申し上げます。

代表理事、どうぞ。

木村代表理事 皆さん、こんにちは。

本日は、平成26年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会を開きましたところ、皆様方には大変御多用の中、御出席をいただきまことにありがとうございます。

また日ごろから広域行政につきましてもいろいろな面でお支えをいただき、また御協力賜っておりますこと、この場をおかりいたしまして、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、平成26年も残すところ1カ月余りとなりました。地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しい状況でございます。

我が国経済は基調的には穏やかな回復が続けていると言われておりますけれども、本年4月からの消費税率の改定がありました。国民生活に影響していることも事実であります。今後の国家財政、そして財政の再建をどうするのか、国家財政の再建なくして少子高齢社会や、防災、減災で安心社会を論ずることはもう不可能な状況になってまいりました。まさに今、大事な時を迎えているのではないかと考えている一人でございます。

一方、国におかれては、平成27年度予算の概算要求が出されております。97兆円を超える要求額となっております。

現在、各市町村におきましても、平成27年度予算編成に向けての取り組みがなされておりますが、本組合におきましても、情報収集と内容把握に努め、最小の経費で最大の効果が得られる予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、相楽圏域が抱えます広域的な課題をいかに解決していくか、このことも大変重要な問題でございます。今後も引き続き、各市町村が連携、協力しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。議員の皆様方におかれましても、何かと御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、ここで、本年2月17日開会の定例会以降の本組合の主な取り組みについて、4点ばかり報告申し上げます。

平成26年度におきましては、一般会計では4億7,500万円、特別会計では1,770万円の予算で各種の事業を進めております。

1点目でございますが、一般会計では本組合のメイン事業であります、し尿処理業務は、大谷処理場の安定的な維持管理業務の推進や公共下水道事業の進展に伴います、し尿くみ取り業者への代替業務につきまして適切に対応をしております。

平成26年度上半期の搬入量は、し尿3,691キロリットル、浄化槽汚泥は4,495キロリットル、合計8,186キロリットルであります。前年度比では、525キロリットル、約6.0%の減となっております。

また本年度に策定をいたします、大谷処理場精密機能検査及び今後の大谷処理場のあり方の方向性を定めます施設整備構想につきましては、現在、最終の取りまとめをしているところでございますので、取りまとめができた段階で理事会、あるいは議会への報告、そして御意見を求めたい、このようにも考えております。

それでは、ここでし尿くみ取り手数料の改定につきまして報告をさせていただきます

が、本件につきましては、本日の定例議会終了後の全員協議会におきまして、詳細な説明をさせていただくものでございます。

本年4月から消費税率が改定されたところではありますが、し尿くみ取り手数料につきましては、住民生活に直接的な影響をきたすことや、その料金の徴収方法がし尿くみ取り券であるということによりまして、据え置きとしたところではありますが、前回の手数料改正が平成20年10月でありました。その後6年が経過をし、この間、人件費や軽油価格の上昇など、原価計算の見直しの必要が生じたことを受けまして、各市町村と議論を重ねてまいりました。その結果、原価計算を算出しましたところ、10リットル当たり117円12銭となり、これに消費税率8%を乗じますと、10リットル当たり126円となりました。一方、業者からの原価計算は、10リットル当たり、消費税込みで149円が示されたところがあります。23円の差異が生じておりますが、事務局と業者代表者によりまして協議を重ねてきたわけではありますが、本組合が積算しました10リットル当たり126円で合意が得られるよう、これからも努力をしていくところでございます。

なお、来年2月に予定をいたしております、次回定例会におきまして、本組合廃棄物処理条例の一部改正条例等を提案させていただく予定でございます。

2点目は、相楽消費生活センターにつきましてでございます。当センターでは、消費生活相談員による相談業務を初め、啓発講座の開講や積極的な消費生活出前講座の実施等により、消費者被害の未然防止、自立する消費者の育成に努めているところでございます。

平成26年度上半期の相談件数は260件で、前年度比で2件、0.8%の増となっております。

また、出前講座の実施回数につきましては、上半期の実績で8件となっており、10月以降、来年3月までに16件、計24件、延べ約700人の方に御利用いただくこととなります。

3点目でございますが、特別会計では、ふるさと市町村圏振興事業として、広域観光パンフレット相楽逍遥記の改訂版を2万部作成し、10月中旬に各市町村等に配付をいたしました。

4点目は、相楽休日応急診療所の運営についてでございます。

平成26年度の上半期の受診者数は311人で、平均しますと、1日当たり9.4人です。科目別では、内科138人、小児科173人、疾患別では、呼吸器疾患症、風邪の症状が60%、消化器感染症、胃腸炎、腸炎の症状が15%となっております。また、二次後送病院であります京都山城総合医療センターへの転送につきましては、患者数は4人となっております。

それでは、ここで、去る8月18日に、相楽薬剤師会からの要望がありました件につきまして御報告いたしますが、本件につきましても、本日の定例議会終了後の全員協議会におきまして詳細な説明をさせていただくものでございます。

相楽薬剤師会からの要望内容は2点ございまして、1点目は、薬剤師の2人体制の構築、2点目は、報酬額を京田辺市、八幡市と同額の、時間当たり1万円としていただきたいという内容であります。

各市町村と協議をしましてまいりました結果、1点目の要望につきましての検討結果につきましては、患者数が多い年末年始とゴールデンウィークの繁忙期のみ2人体制とする。2点目の要望につきましての検討結果は、京都府内の薬剤師報酬額や他の報酬額などを総合的に判断した結果、改定はできないとの結論を踏まえまして、10月27日に本組合といたしまして、本内容で薬剤師会と確認をしたところでございます。

これらの状況を踏まえまして、相楽薬剤師会とされては、報酬額が改定されないのであれば、平成27年度以降の委託業務を受けることはできないとの回答があったところでございます。

したがいまして、平成27年度以降の調剤業務のあり方につきましては、年内を目途にその方策を検討し、方針を決定していくこととしております。

さて、今定例会に御提案申し上げます議案は、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任の件、平成25年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定の件など、5件でございます。

十分御審議をいただき、原案のとおり、それぞれ同意、認定、可決を賜りますよう、お願いを申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議事日程の報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第128条の規定により、議長において指名をいたします。

7番、坪井久行議員、8番、三原和久議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る11月4日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定することになっております。

よって議長において議席を指定いたします。吉岡克弘議員の議席を9番に、新田晴美議員の議席を12番に指定します。

名札を差しかえますので、事務局よろしく申し上げます。その間、暫時休憩します。

(休憩)

議長 再開いたします。

日程第4、同意第1号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事、どうぞ。

木村代表理事 それでは、同意第1号を提案させていただきます。

同意第1号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任について。

相楽郡広域事務組合公平委員会委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。

お名前は、藤木美能里様でございます。お住まいは京都府木津川市梅谷池ノ谷14番地の3でございます。生年月日は昭和33年9月26日、経歴につきましては、平成20年4月、労務管理オフィス藤木を開業されております。平成25年6月、京都府社会保険労務士会常任理事就任、そして26年9月木津川市公平委員会委員に就任をされております。

任期につきましては、平成26年12月18日まで、駒重則様がおつきをいただいておりますので、その満了をもちまして、その後任として今回、議会の同意を求めらるものでございます。

どうか御審議の上、原案のとおり同意賜りますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。質疑、ございませんか。

なければこれで、質疑を終わります。

討論を省略してお諮りすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、お諮りします。

採決の方法は挙手によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第5、認定第1号、平成25年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件及び認定第2号、平成25年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括して議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事、どうぞ。

木村代表理事　　それでは、認定第1号、平成25年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件及び認定第2号、平成25年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括して提案させていただきます。

認定第1号、平成25年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について。

平成25年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、別添のとおり監査委員の意見書を添付して、議会の認定を求めます。

平成26年11月17日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

平成25年度一般会計決算の結果は、歳入総額は5億4,870万3円となり、その中で主な財源としては、構成市町村の分担金及び負担金が総額の95.4%を占めております。平成24年度比で10.3%の減となりましたが、その要因は、大谷処理場起債償還に係ります処理場更新公債費分の分担金が一部償還終了に伴いまして減少したものでございます。

また、使用料及び手数料は全体の3.3%を占めており、平成24年度比で2%の減となりましたが、浄化槽汚泥の搬入量の減などでございます。

次に、府支出金は全体の1.1%を占めており、平成24年度比で38.2%の減となりましたが、平成25年度での相談体制の見直しに伴います関係経費の減によるものでございます。

一方、歳出総額は5億4,718万3,984円となり、中でも衛生費のうち清掃費で52.9%を占め、平成24年度比で2.5%の減となりましたが、その要因は、構成市町での下水道事業の推進によります、し尿収集運搬業務委託料の減などでございます。

また、商工費は全体の1.3%を占めており、平成24年度比で35.9%の減となりましたが、先の歳入の府支出金において説明いたしました内容と同じ理由によるものでございます。

次に、公債費は全体の37.9%を占め、清掃費と公債費と合わせて歳出総額の90.

8%を占めております。平成24年度比で19.3%の減となりましたが、大谷処理場起債償還のうち、平成9年度借り入れ分の償還が終了したことによるものでございます。

歳出予算額に対する執行率は99.7%になります。

したがって、歳入歳出差引額は151万6,019円となり、同額が実質収支額となっております。

続きまして、認定第2号の提案説明を申し上げます。

認定第2号、平成25年度の相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について。

平成25年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

平成26年11月17日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

平成25年度の特別会計決算結果は、歳入総額で1,902万6,046円となり、その中で主な財源としては、財産収入は全体の12.4%を占め、平成24年度比で0%の増でございます。

また、休日応急診療所収入は全体の74.9%を占め、平成24年度比で8.1%の減となり、その要因は、一般会計からの繰入金金の減、受診者数の増加によります診療報酬収入の増となったものでございます。

次に、繰越金は全体の12.7%を占め、平成24年度比で3.348%の増となり、その要因は、平成24年度が休日応急診療所の初年度であったため、分担金の年度末精算を見送ったことなどによるものでございます。

一方、歳出の総額では1,685万4,605円となり、振興費で全体の17.2%を占め、平成24年度比で55.2%の増となり、ふるさと市町村圏振興事業基金運用益から事業に充当した残額を今後に備え基金積み立てをしたことなどによるものでございます。

次に、休日応急診療所費で82.8%を占め、平成24年度比で2.2%の増となり、運営経費が通年分となったことや、各種備品や医薬材料費で初年度整備分の減少などによるものでございます。

歳出予算額に対する執行率は95.8%となりました。

したがって、歳入歳出差引額は217万1,441円となり、同額が実質収支額となっております。

以上、平成25年度一般会計及び特別会計決算の概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので、御審議の上、原案ど

おり認定を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 提案説明がありました。補足説明を求めます。

事務局長、どうぞ。

福田事務局長 事務局長の福田でございます。

それでは、認定第1号、平成25年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号、平成25年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についての2件につきまして、あわせて補足説明を申し上げます。

説明につきましては、これまでからの決算附属資料を充実させまして、今回、平成25年度決算に係る主要な施策の成果の説明書といたしまして作成をいたしましたので、これによりまして進めさせていただきたいと思っております。

それでは、資料の1ページをごらんください。

1ページでは、決算の概要といたしまして、一般会計と特別会計の決算概況を記載してございます。

2ページからは、一般会計、特別会計の歳入と歳出の内訳を、前年度との比較を含めまして、その概要を記載しております。

これらの概要につきましては、先ほどの代表理事の提案理由の説明で申し上げましたので、重ねての説明は省略させていただきます。

これにかわりまして、本組合が実施しております各種の事務事業を予算科目や目的などにより分類し、それぞれでの平成25年度の決算での実績を整理しますとともに、その成果や課題、問題点、さらには今後に向けましての改善案等を、16ページからの事務事業評価として取りまとめをしておりますので、これに基づき、平成25年度決算の概要を説明させていただきます。

それでは、順次、主要な各項目につきまして説明をいたします。

まず、16ページをお願い申し上げます。

一般会計から説明をさせていただきます。

最初に、議会費でございますが、議会運営費といたしまして、39万4,000円の決算額で、本会議を初め、委員会開会などの議会活動費でございます。

1枚めくっていただきまして、次に、17ページでは、総務費の中の理事会費で、理事会運営費としまして26万8,000円の決算額で、理事報酬のほか、定例理事会を年6回開催するなどの活動費でございます。

18ページ、一般管理費で、事務局運営共通費といたしまして、2,921万1,000円の決算額でございます。事務局長を含みます職員3人分の給与、臨時職員1人分の賃金など、当組合としましての共通の事務運営費でございます。

1枚めくっていただきまして、19ページでは、一般管理費のうち、規約第3条第1

号の広域市町村圏事務としての広域市町村圏経費といたしまして、全国協議会への加入負担金5,000円の決算額でございます。

20ページでは、相楽会館費で、規約第3条第3号の相楽会館施設事務としましての相楽会館管理運営経費としまして、432万5,000円の決算額でございます。

相楽会館は、福祉センターとして昭和50年の設置ですが、近年の消費生活センターや休日応急診療所の設置により、現在はこの2階、大ホールのみが貸館となっております。

平成25年度では、排煙装置の設置、非常用照明の更新など施設改修を実施いたしまして、会館の安全性の向上を図ることができましたが、今後の会館利活用のあり方につきましてさらなる検討が必要であると認識をしております。

なお、特定財源としまして、相楽会館の使用料25万4,000円の収入がございました。

1枚めくっていただきまして、21ページ、22ページでは、公平委員会運営費と監査委員運営費でございます。

さらに1枚めくっていただきまして、23ページでは、衛生費に移りまして、規約第3条第2号エの休日応急診療所事務としての休日応急診療所運営経費といたしまして、918万2,000円の決算額でございますが、ここは特別会計での収支不足分の繰出金となっておりますので、詳しい内容は後ほどの特別会計のところで説明をさせていただきます。

次に24ページでは、規約第3条第4号のし尿処理施設事務と、第5号の一般廃棄物処理許可事務のうち、し尿収集処理経費といたしまして、8,717万5,000円の決算額でございます。

ページ中ほどの事務決算概要の中に記載しておりますとおり、平成25年度では、圏域内のし尿7,851.24キロリットルを収集いたしまして、大谷処理場へ搬入処理をすることで生活環境の衛生管理に大きく寄与いたしました。

また、浄化槽設置家庭におけます浄化槽汚泥9,011.24キロリットルも同様に収集処理を図ることで浄化槽の適正な管理を通じた生活環境の衛生管理に寄与いたしました。

下から3段目の課題、問題点といたしましては、し尿くみ取り手数料、委託料につきまして、平成20年10月改正から5年半が経過しており、適正な単価設定に向けました委託業者との協議が必要でございます。

これらの課題を受けまして、その下の段の改善案等の欄に記載しておりますが、収集量の減少に伴います効率的な収集体制の構築とあわせまして、くみ取り手数料、委託料の見直しを進めていかなければなりません。

なお、特定財源といたしまして、各市町村が売捌きましたし尿くみ取り券の収入のうちから、実際に大谷処理場へ搬入され使用されました分だけ、し尿処理手数料負担金といたしまして、8,636万4,000円を各市町村から負担をいただきました。

1枚めくっていただきまして、次に25ページをお願いいたします。

規約第3条第4号のし尿処理施設の事務と、第5号の一般廃棄物処理許可事務のうち、大谷処理場運営経費といたしまして、2億224万5,000円の決算額でございます。

事業決算概要の欄に記載のとおり、施設の運転維持管理は、引き続き京都南部環境事業協同組合へ全面委託しております。

最終処分につきましては、焼却灰は大阪湾広域臨海環境整備センターで、清掃污泥は熊本県上天草市にあります八光海運株式会社堆肥化施設へ運搬処分しております。

また、各種分析検査を実施しましたが、平成26年1月15日にBOD値が自主基準値を上回りましたが、それ以外は全て基準値以内で異常はございませんでした。

課題、改善案といたしましては、施設老朽化に伴います対応と、長寿命化に向けました施設整備構想の策定を進めていく必要がございます。

なお、特定財源といたしまして、浄化槽污泥の投入手数料が1,752万2,000円の収入がございました。

26ページでは、商工費に移りまして、規約第3条第6号の消費生活センター事務としての消費生活センター運営経費といたしまして、683万1,000円の決算額でございます。

これは、前年度より382万8,000円減少しておりますが、相談体制において、これまでの実績を踏まえ相談業務をセンターに集約化し、巡回相談を中止したことともに、相談員の勤務日を週4日から週3日に見直しをしたことから、職員雇用費が減少となったものでございます。

また、業務内容については、センターにて月曜日から金曜日まで相談を受け付け、相談件数は492件となりました。

そのほか、啓発事業としての消費生活講座の開催、出前講座の実施、京都府との共催によります相楽地域高齢者狙い撃ち商法110番の実施などの事業を行い、住民の消費者被害への対応や未然防止に大きく寄与いたしました。

課題や改善案といたしまして、今後の京都府からの補助金廃止見込みに対して、構成市町村と協議しながら自主財源化計画を策定するとともに、さらなる効率、効果的な運営体制の検討を進めていく必要がございます。

なお、特定財源といたしまして、京都府からの消費者行政活性化事業費補助金が615万2,000円と、運営経費の主体部分全額に充当でございます。

1枚めくっていただきまして、27ページ、28ページでは、規約第3条第4号のし

尿処理施設としての公債費といたしまして、元金で2億188万2,000円の決算額、利子で560万5,000円の決算額でございます。

これは平成9年度起債の償還が終了したことに伴いまして、前年度より、元金で4,517万2,000円の減少、利子で434万8,000円の減少、合わせて、4,952万円の減少となりまして、今年度の決算額が減少しました主要因となりました。

一方、大谷処理場の起債償還は、平成27年度で全て終了しますが、課題、改善案といたしまして、施設の老朽化に伴います長寿命化に向けた施設整備構想の策定を進めていく必要がございます。

次の29ページは予備費でございます。

以上が一般会計でございます。

続きまして、ページ飛んでいただきまして、30ページからの特別会計でございます。

30ページでは、規約第3条第2号アからウ及びオからケのうち、ふるさと市町村圏事務としての振興事業運営経費といたしまして、257万3,000円の決算額でございます。

このうち基金運用益を各種振興事業に充当した残額を、今後の事業充当等に備えまして、239万4,000円基金積み立てをいたしました。

課題、問題点といたしまして、現在の第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画が平成29年度で終了するとともに、基金の運用が平成28年度末で満了することから、来年度であります、平成27年度には広域圏幹事会により今後のあり方を検討する必要がございます。

1枚めくっていただきまして、31ページは、先の30ページと同様に、ふるさと市町村圏振興事業運営経費といたしまして、決算額32万2,000円で、シンポジウムの開催とホームページの活用によります情報発信を行いました。

32ページは予備費のため飛ばしまして、次の33ページでは、規約第3条第2号のエの休日応急診療所事務としての、休日応急診療所運営経費といたしまして、決算額1,396万円でございます。

日曜日、祝日、年末年始の計70日間の運営で、受診者数は719人、1日平均10.3人という実績になってございます。

課題、改善案といたしましては、受診者増に向けた診療所のさらなる住民周知を関係機関と連携をして進めていく必要がございます。

なお、特定財源といたしまして、診療報酬の収入が507万4,000円でしたが、運営経費全体から見ますと3分の1余りにとどまっています。

以上が特別会計でございます。

なお、36ページ以降につきましては、資料編として、事務事業評価の事業決算概要

に記載をいたしました各種事業の実績内容などを掲載しております。

以上、平成25年度一般会計及び特別会計決算の補足説明でございます。よろしくお願いいたします。

議長 以上で、議案の提案説明が終わりました。

次に、決算審査について監査委員の意見を求めます。

西岡努監査委員、どうぞ。

西岡監査委員 監査委員の西岡努でございます。監査委員を代表いたしまして、私のほうから報告をさせていただきます。

既に皆様のお手元には、平成25年度決算審査の意見書をお届けしておりますので、十分お目通しいただいたものと存じております。

では、審査の概要、審査の結果について報告申し上げます。

まず、第1番目の審査の概要ですが、審査の対象は、平成25年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算書及び平成25年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書であります。

審査の期日は、平成26年10月10日金曜日、午前9時30分から午前11時45分まで行いました。

審査の手續につきましては、決算審査に当たっては、相楽郡広域事務組合代表理事から提出されました各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算の執行については、関係法令に従って効率的になされているかなどを主眼に置きまして、毎月実施しております例月出納検査を参考にし、関係諸帳簿及び証票書類との照合、その他必要とされる書類等の提出を求めまして、関係職員から説明を受けるなどして実施をいたしました。

次に、第2の審査の結果ですが、審査に付されました一般会計及び相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に基づき作成されており、決算計数は関係帳簿及び証票書類と照合を行いました結果、全て適正に処理されていることが認められました。

なお、決算規模、基金の運用状況は、2ページに掲載したとおりでございます。

次に、2ページ下段の3番、審査の意見ですが、予算総額から見た歳出の執行率は、一般会計で99.7%、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計で95.8%、全体としては99.6%であり、適正に執行されているとともに、財政運営は総体的に見て健全であり、適切であることが認められました。

本組合においては、基本的に組合を組織する市町村の分担金でもって運営されている

ことから、その運営に当たっては、引き続き各市町村の財政事情などを常に意識しながら、現状の認識と将来にわたる財政負担等を考慮した中で、将来を展望した計画的な財政運営を進めることで、地域住民の生活福祉の増進に寄与されることを望むものであります。

なお、一般・特別両会計科目別決算額の対前年度比較は、6ページ、7ページの別表1から別表4のとおりであります。

以下、3ページから5ページまでの一般会計と相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計のそれぞれの個別の意見を述べておりますが、説明を省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

決算審査の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑は1件ごとに行います。

まず、認定第1号、平成25年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についての件で、質疑ございませんか。

呉羽議員、ページ数、できたら言ってください。

呉羽議員 決算書の6ページの分担金の数字が上がっています。予算書と比較すると大きく、休日診療の分と消費生活の分が大きく減をしている状況があります。それは補足資料の説明書の15ページに決算額ということで一覧になっていますが、それを見ますと、例えば休日の部分については若干、次の特別会計との関係で患者数が伸びたので、そこら辺で分担金が減るといえるのは理解できるんですけども、消費生活の関係のセンター分のこの1,009万円ほどあったんですけど、予算については、それが分担金が676万ということで、均等になっていますよね。ほぼ同額の状態になっているんですけど、ここら辺がちょっとわからないんです。つまり、分担金の割合が何か固定経費と市町村割ということで予算書の中で説明がありましたので、減額しているあたりと、それと均等割、各市町村の均等割を見たよというあたりの関係を教えていただきたい。質問の意味はわかっていますでしょうか。これが分担金で、予算との関係で違いがあるので御説明お願いしたいというのが1点です。

議長 1点目わかりました。次。

呉羽議員 1点目です、はい、済みません。

あとは説明書にもなるんですけども、先ほど相楽会館の排煙の設備等々を改修しましたということで御報告がありました。これについては20ページに改修したこと、改善しましたということと、決算書の12ページには金額が載っているわけです。

この工事請負の関係で、どういう形の入札をしているのか、したのかというあたりと、金額の変更が40万円という金額の変更があっているように書いてありますけれども、

そこら辺、見積もりの段階ではわからない、不測の事態による変更なのかというところをお尋ねしておきたい、これが2点目です。

次に、14ページで、し尿のところなんですけれども、今後の手数料云々というお話もありましたので、全協の中でまた、そこは詳しく聞かせていただけるというふうに思うんですけれども、先ほど、効率的な云々という御説明がありました。説明書の24ページの、効率的な収集体制を構築するための検討を進めていく。もちろん年々収集量が減少していて、業者さんにとってはそれだけ入ってくるものが少なくなっているということはわかるんですけれども、効率的な収集体制を構築するというのは、具体的に言うとはどういうことが考えられるのか。今何件かの業者さんをお願いしているわけですよね、許可業者ですよね。そこら辺の業者との関係なのか、どういうことを想定してそこら辺の検討という中身なのかを確認しておきたいというふうに思います。

それとあわせて、このし尿収集運搬業務のこの8,636万3,640円ですか。その金額をし尿の全体の量で割ると、10リットル当たり145円という数字がはじき出されたんですけれども、そこら辺を、単純に割っただけです。全体のいただいている資料がありますので、それで単純に割っただけなんですけれども、これも全協での御説明になるのかもしれないんですけど、先ほどはじいたところ129円という数字を言うていただきましたので、この単純に割るだけでは済まないのかどうかというところを確認しておきたいというふうに思います。

1号については以上の点をお聞かせください。

議長 順番に言っただけですか。どうぞ。事務局。

國子主幹 事務局の國子でございます。

私のほうからは1点目の、特に休日診療と消費生活の分担金が減少しているという要因につきまして、休日診療のほうもわかりですけども、特に消費生活のほうがありますので、まずこちらのほうから説明のほうさせていただきます。

まず、25年度の当初予算の京都府消費者行政活性化事業費補助金の充当率というものは、2分の1で当初計上してございました。その後、交付決定がございまして、最終的には10分の10充当いただいたということがございます。これによりまして、分担金、いわゆる足りない分を分担金でいただいておりますけれども、ほぼ10分の10あたったということで、分担金を補助金にかえさせていただいたという補正予算を2月のときに上程させていただいたところでございます。

最終的に25年度決算で、消費生活のほうは各5市町村、固定経費がずっと同じ、同額で残っているという御指摘でございますけれども、消費生活の分担金、大きく2点ございまして、1つは共通経費と言われます事務局、私どもの共通経費のそれぞれの事業ごとの案分、並びに本センターの直接的な運営をしますセンター、直接経費の2つから

なっております。後者の直接経費につきましては、ほぼ全額補助金があたっているということで、残ったのが共通経費の5市町村の案分ということになるわけでございます。

続きまして、休日診療のほうでございますけれども、これも分担金額、減少してございます。主要な施策の説明書の中にも書いてございますように、24年度の休日応急診療所、初年度でございますので、分担金の清算、通常25年の2月に行いますけれども、どういう状況が起きるのかわからないということで、そのまま置いておったわけでございます。そういった部分があったりして、それとあと診療報酬収入も25年度は多く入ってきたという部分もございますので、そういった要因で整理をさせていただいて、分担金を清算させていただいたものでございます。

1点目につきましては以上でございます。

議長 はい、どうぞ。

福田事務局長 事務局長でございます。

2点目の相楽会館改修工事につきまして、私のほうから説明をさせていただきますが、入札の方法等でよかったですでしょうか。まず、入札は指名競争入札を行いました。その指名に当たりましては、基準といたしましては、各市町村と同様に、当組合におきましても、2月に指名願いを受け付けております。この指名願いを受け付けて、相楽会館改修工事ができ得る業者をピックアップしまして10社選びました。それ以外に、実は24年度の会館の修繕工事がございまして、そこの実績のある業者を1社追加いたしまして、11社を指名し入札を行いました結果、最低価格の有限会社アート建設工業が落札をされたということになります。

もうちょっと詳しく申し上げますと、11社のうち、辞退された会社が6社ございました。また金額が予定範囲に合わなかった業者がありまして、失格の業者が3社、うち、そのほか応札をされたのが2社ということ。2社のうちアート建設工業が最低価格でありました。結局、事業の中身が時期の問題とあと予定価格の問題で、なかなか業者さんのほうができなかったというふうに、後で聞かせていただいたわけですが、そういう形の入札を行いました。

そのほか、内容的にはこの施策の成果の説明書の20ページ、さらには写真がついているところが37ページにありますが、20ページのところには事業決算の概要のところがありますが、排煙装置設置、2階こちらの大ホール、また1階トイレ前、廊下、エントランスのところに排煙装置を設置いたしました。また、2階大ホールの非常用照明を更新いたしました。また、暗幕、黒いカーテンの一部分の修理も行いました。

これが事業の中身になりますけれども、当初、私ども事務局のほうで設計書をつくりまして、入札をして、落札をされたアート建設工業との協議の中で、非常用照明が、実は予定していました非常用照明では明かりが基準に達しないということが判明をしまし

て、変更をしまして、明かりの強いものに変更したために変更契約して契約したという経過がございました。改修工事の内容については以上であります。

次に、3点目、収集運搬の関係でございます。この決算の主要な施策の説明書の中にも、今後効率的な収集体制の構築、このように課題として上げておるわけですが、これはどのようなことを想定するか、考えていくかということなんですけども、現在、これは昭和40年代から引き続いて委託契約で、本来直営で収集運搬をしなければならないところを委託基準に適合した委託業者と契約をして、今、業者数は徐々に減ってきてはおるんですが、今5業者に委託契約し、その5業者で、それぞれの市町村のエリアを分配しております。それはもう昭和の時代から引き続いてる分配方法がありまして、実は下水道が進捗し、また合併浄化槽が推進していく中で、くみ取り件数が昔ほど効率よく収集できないのが現状でございます。そういった中で収集エリアを再編することということが一つ。もう一つは、5業者あるところを、業者統合を図っていただいて、極論ですが、1つの会社をつくっていただいて、木津川市及び相楽郡全体を担当しただけのようなことですね。そういうことをすることによりまして、人員や機材、具体的に言いますと、バキューム車の台数なんか減ってきますし、効率よく収集運搬業務ができると考えております。これらのことにつきましては、毎年契約の際にも業者さんとその辺の話し合いを進めているということで、これは行政から勝手に、一方的にできることではないので、その辺の話し合いは続けていきたいと考えているところでございます。

あと委託料の関係ですけど、この成果の説明書ですね、24ページにし尿収集経費ですね、委託料、事業決算概要の一番下段のところ、括弧書きのところ、需用費22万、それから委託料8,636万4,000円、償還金56万1,000円という記載がございました。この委託料8,636万4,000円を、その4行目上のところにし尿の収集量が7,851.24キロリットルとあります。この8,636万4,000円を7,851キロで割っていただきますと10リットルあたり110円となります。以上でございます。

議長 吳羽議員。

吳羽議員 1点目の分担金の関係の休日診療のほうはわかるんです。消費生活の部分も、まあ、10分の10が補助ですので、その残りの経費を、組合で分担するんですと。その金額が676万何がしかという金額。これというのは、固定経費として、もう毎年これだけは要りますよという部分ですよ。だから、それが歳出のほうで何らかの形で、どこの部分とどこの部分を足したのか、ちょっと不明ですけども、金額そのままなので、そこら辺が毎年かかってくる部分で、構成市町村で平等割をするということで、これは理解しました。今後も府のそういう補助なり負担金ですかね、そういうも

のが続けられるようには、理事者側も思っているというのは確認しましたので、はい、これはわかりました。

で、2点目に聞かせていただいた工事の関係です。入札をしているということで、それは一定例規集のほうにそんなふうにあるのかどうか、ごめんなさい、確認できていないんですけど、入札をしている、指名で行われた、で、11社だったということは理解しました。

ただ、6社だったり、3社だったり、結局、応札したのは2社だと。わずか2社の中で競争がされた。さらには設計のミスとは言わないですけども、設計上の違う課題があって、追加の金額が発生したということで、結果論ですので、どうもわかりませんけれども、最低だったアート建設工業が、じゃないところがとってはったら、それは金額が同じように40万金額が上回ったのか、最低の金額がそうじゃなかったのかわからないということなので、設計をやはりある程度きっちりとしてもらいたいというのが、これから考えられる教訓かなあというふうに思いますので、よろしくお願いします。

で、し尿の、済みません、わかりました、よく、今後の検討材料ということで、いろいろと業者さんとか関係の中で、合特法の関係もありますけれども、きちんと整理しながらやってもらいたい、検討してもらいたいと思います。数字は、私が単純に間違えていたのかもしれませんが、110円で、そのまま、設定した金額をそのまま、市民からいただいたものをそのまま返していると。そこにはきちんと何ら上乘せもないということがわかりましたので、これも結構です。理解しましたので、答弁は結構です。

議長　ほかにございませんか。

なければこれで、質疑を終わります。

続きまして、認定第2号、平成25年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑ございませんか。

呉羽議員。

呉羽議員　10ページになります。これも休日応急診療所のところなんですけれども、歳出のところ。全協でいろいろ詳しく、また今後のことを聞かせていただくんですけども、去年よりも10.8人でしたか、利用率がふえた、利用者がふえたということは、徐々に広報も進んでいって、きっちりと知ってくれる人がふえている状況があるのかというふうに思いますので、そこら辺、広報ぐあい、去年の決算のときも多分意見として指摘があったと思うんですけども、十分な構成市町村のホームページだとか広報だとかは、きっちりとした結果がこういう形で人数が若干ふえたことにつながったのかというところを確認したいのが1点と。

あとこのそれぞれの看護師分、並びに医師分、薬剤師分ということで費用が載っています。予算と比べたら若干数字の差異はありますけれども、単価としてはもちろん予算

の積み上げのときと全く変動がないということによろしいのでしょうか。単価を確認しておきたいというふうに思いますので、お願いします。

議長 はい、どうぞ。

福田事務局長 事務局長です。休日診療所の広報の関係です。受診者数がふえた理由というのは、24年度決算と25年度決算では、24年度は24年の6月開設でしたので、10カ月間の決算になります。また25年度は4月から3月までの通年を通しました12カ月分になりますので、その分の2カ月分の差異はもちろん、増加分はあると思います。

あと広報につきましては、毎回議会でも御質問いただきまして、特に各市町村の医療担当課長、また25年度も2回ほど休日診療所運営委員会を開催して、その中でも申し上げていたとおりなんですけれども、もちろん当事務組合だけのツール、ホームページだけでは十分ではないという認識はしております。ですので、受診者、受診科目、内科とか小児科につきましては、毎月、2カ月分を各市町村の広報紙に載せていただいたりとか、また、日曜日の京都新聞朝刊に載せていただいたりとか、そういったところの受診科目のPRにつきましては、各市町村、新聞等を通じましてお願いしているところがあります。そのほか当事務組合でできるようなPRということになりますと、これは別の団体ですけれども、相楽中部消防組合主催の消防フェアや火災予防週間のJR木津駅、JR加茂駅など、また高の原イオン等で啓発をされるときに、休日診療所も一緒に参加させていただいてティッシュを配ったり、普及活動などの街頭啓発をしております。それから、名刺サイズのカードをつくりまして、医師会、また薬剤師会を通じまして、医院や薬局にカードを置いていただいて、利用促進を図っているところであります。それ以外にこれとって特徴的なPRは今のところできておりませんが、いずれにしましても、今年でしたら、間もなく発行される12月の広報紙なんかを見ていただいたらいいんですけれども、休日、年末年始等の急病の際の利用の仕方は、まずはお子さんでしたら8000番、お電話で症状を確認し、診察が必要かどうかをまず電話で確認していただく。2つ目には応急診療所がありますよというPR、3つ目には京都山城総合医療センターを初め、精華町国保病院や学研都市病院のような入院を伴いますような二次病院、こういうところの御利用を促進していくというように段階的にお知らせをしております。そういうことも構成市町村の担当者と話し合いをしながら、進めているところでございまして、これも25年度の実績がどの部分で多くなったかということとははっきり言えませんが、26年、来年度27年度に向けまして、まだまだPRは課題と考えておりますので、引き続きやっていきたいと思っております。

2点目の御質問ですけれども、医師報酬謝礼等で予算あまっているということですが、これは患者増の対応を見込みまして、予算はちょっと確保させていただいてお

りますので、その分が執行しなかったということでもありますので、医師報酬、医師謝礼等、薬剤師の報酬も含めまして、単価のアップはしておりません。具体的に申しますと、医者1時間あたりは1万4,200円、薬剤師は7,100円、これは開設当時と変わっておりません。以上でございます。

議長 よろしいですか。はい、呉羽議員。

呉羽議員 ありがとうございます。広報活動は十分いろんな形でしていただいているということで、開設が6月からだったからということをおっしゃいますけど、でも単純に1日当たりの受診者数は伸びているわけじゃないですか。昨年7.8人で、ことし、今年度、25年度が10.3人ということですので、それは単純に、1日当たりですので、平均値ですので、総数としては伸びている。総数というか。

福田事務局長 ゴールデンウィークがなかったからです。

呉羽議員 伸びているというふうに感じました。

その上で単価を言っていたいたわけですので、看護師さんの部分はちょっと言っていたかもしれませんが、数字として認識できました。

また、全協での議論なりにしたいと思えますけれども、実際、先ほどの御説明というか、挨拶の中で、27年度以降、調剤業務については受けることができないというような回答がありましたと思います。もしそういうことになっても、これは外来の薬局等々があるから、それは問題ないということなのか、この7,100円という金額の中で続けてもらうことが困難であるのだとか、そこら辺は今後の話ではあるんですけども、決算の中で、ほかでも大丈夫ということが今の段階では言えるんでしょうか。

それとあわせて、薬剤費などは買って購入しているわけですね。そこら辺との関係も含めてどう捉えていらっしゃるでしょうか。

議長 それ、呉羽議員、悪いですけど、あとの全協でやっていただけますか、済みませんが、お願いします。

呉羽議員 全協の中でさせていただいたらいいかというふうに思うんですけども、全協で今後の具体的な話をしたらいいと思うんですけど、じゃあ、一つだけ、薬剤は薬剤費というんですか、お薬は確保しているんですね。24年も25年も含めて、現在26年も含めて調剤は置いてあるわけですね。そこら辺の関係で、問題ないのかというか、それは保管することになることであつたとしても、そこら辺は、薬剤師がいなくなるとか、そういうことは別として、プールぐあいをちょっと確認しておきたいというふうに思います。

議長 今までプールしているかどうかということですか。

呉羽議員 はい。

議長 はい、事務局長。

福田事務局長 25年度の決算、その中身になりますと、薬剤師会も御協力いただきまして70日間、薬剤師を派遣していただいていたと。薬は薬剤師の、毎週薬剤師はかわりますけれども、薬剤師会と広域事務組合の契約ですので、薬剤師会が責任を持って在庫管理をしていただき、足らなくなった薬については発注をする。発注は事務局でさせていただきますけれども、発注の用紙がありまして、この薬はあと在庫が切れてきたよということになっていまして、薬屋さんのほうに発注をすると。そういうような業務まで薬剤師会に契約をしておるわけですけども。今、実は在庫は抱えていますので、その分が、もし院外薬局、休日応急診療所で薬を出さないということになりますと、ロスにはなる。返品ができるような薬屋さんでとっていただけるのか、それはわかりませんが、今のところそこまでの検討はいたしておりませんが、もし出さないことになりますと、備品や、具体的に言いますと、粉薬を袋詰めするような分包機であったりとか、天秤ばかり、調剤の監査システムとか、もろもろですね、こういった、初期整備備品というのが使わなくなるわけですから、それはもうロスになると。その辺も含めまして、まだ院外薬局に決定したわけではございませんし、あとの全員協議会でも詳しくは説明させていただきますけれども、なるべくそういったことのロスはないように、また住民の御利用に御不便かからないような形をいろいろ検討はしていきたいと思っています。以上でよろしいでしょうか。

議長 よろしいですか。ほかに、はい、曾我議員。

曾我議員 9ページ、10ページのところで、事業費のところで少し御説明願いたいと思います。

この年度では、3月9日にシンポジウムを1回開いただけというふうに取り上げられるわけですが、過去には利息の果実でしているわけですから、その辺の利息もずっと減ってきているというのは理解できるんですが、逆にこういう時代だからこそ、何かもっと相楽地域全体が元気になるような事業をしてほしい。かつてはここで教室みたいなことがあって、その卒業生がたくさんいらっしゃるわけで、その当時はちょっと活気があったというふうな期待感があったんですね。今そういうことがなくなって、パンフレットとシンポジウムで50人ほどに何かしているだけというのではちょっと元気がないかなあ。今日ここに入るときに笠置町の鍋フェスタのポスターがあって、ああ、こうして頑張っているところのポスターも貼ってくださっているんだなあというふうになんかちょっと感動したわけですが、木津川市や相楽郡の各地域でいろんなお祭りをしていますよね。それに対して、ここの広域事務組合が後押しするとか、あるいは相楽全体として何か元気の出るような事業を考えたらどうかというふうな思いがあるわけですが、理事者としてはそんな考えはないでしょうか、お答えください。

木村代表理事 当然、今御指摘のように、地域全体がバランスをとりながら、お互

いに連携をしながら、そして地域が元気になるということは当然の私なことだと思っています。ただ、事業を展開するについては、それぞれの市町村の分担をお願いすることの中で、非常に財政状況が厳しいということがあったり、相楽ふるさと塾とか、あれもずっと継続してやっていたわけでありまして、関係者といろいろ話し合いする中で、一定一つは整理をしようかいなという話も合意ができて、現況こういうふうな状況なんですけれども、おっしゃることについては、非常に大事なことだと、こういうふうに思います。

議長 曾我議員。

曾我議員 塾を卒業した方たちが、その当時はちょっと頑張ってくださいただいけど、今、影を潜めてしまって、全然出てきてくださらないということもあり、何か逆に若手をそういうふうな形で育てて、今から高齢化していくこの地域でもありますし、すごく大事なことだというふうに思っていますので、それでニュータウンでは新しい人が入ってきますので、ぜひそういう事業を取り上げてほしいなあ。イベントにかかわらず、何か全体として元気が出るようなことを考えてほしいなあというふうに要望したいと思います。よろしくお願いします。

議長 ほかに。

なければこれで、質疑を終わります。

討論を省略してお諮りすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、これより採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

まず、認定第1号、平成25年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。採決は挙手によってお諮りします。

原案のとおり認定することに賛成の議員は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。はっきり上げてください、挙手は。挙手全員であります。

よって、認定第1号、平成25年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号、平成25年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

原案のとおり認定することに賛成の議員は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、認定第2号、平成25年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定されました。

ここで30分まで休憩します。

(休憩)

議長 それでは、再開いたします。

日程第6、議案第7号、相楽広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事、どうぞ。

木村代表理事 それでは、議案第7号提案させていただきたいと思います。

議案第7号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

平成26年11月17日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、8月7日に人事院勧告がなされ、10月7日に給与法改正案が閣議で指定されました。本組合職員の給与につきましても国家公務員に準拠していますことから、国と同様に月例給、通勤手当及び勤勉手当を改定する必要があるため、職員の給与条例の一部を改正するものでございます。

なお詳細につきましては事務局長から説明をさせますので、御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 補足説明をお願いします。事務局長、どうぞ。

福田事務局長 それでは、議案第7号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

先ほどの代表理事からの提案説明にもございましたとおり、本組合の職員の給与につきましては、国家公務員に準拠していますことから、国における人事院勧告と同様に所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明を申し上げますので、6ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正に当たりましては、一部改正条例第1条では、月例給、通勤手当及び勤勉手当を改定するものでありまして、第9条は通勤手当の改定でございます。交通用具使

用者に係ります通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえた使用距離の区分に応じまして、月額100円から7,100円までの幅を引き上げるものでございます。

7ページをごらんください。第18条には勤勉手当の改定を行うものでございます。

民間の支給割合が4.12月分でありますことから、現在の支給月数の3.95月分から4.10月分とするもので、0.15月分引き上げをしようとするものでありまして、6月の勤勉手当は既に支給済みでございますので、12月勤勉手当にて措置をするものでございまして、100分の67.5から100分の82.5に改定するものでございます。

なお、附則の第5項につきましては、職務の級が6級以上で、55歳以上の者の勤勉手当の減額率を100分の1.0125から100分の1.2375に改定するものでございます。

9ページをごらん願います。次に、月例給でございますが、民間との格差が0.27%あることから、平均0.3%の改定率となりまして、世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて改定するものでございます。

なお、実施時期につきましては、月例給、通勤手当の改定につきましては、平成26年4月1日にさかのぼります。また、勤勉手当につきましては、条例の公布の日ということになります。

次に、8ページをごらん願います。一部改正条例第2条でございます。先ほど説明を申し上げました一部改正条例第1条の勤勉手当で100分の82.5と改定しましたものを、100分の75とするものでございます。

なお、この実施時期につきましては、27年4月からとするものであります。

5ページへ戻っていただきまして、附則第4項でございます。平成27年4月からの月例給の改定や地域手当の支給割合の改定などの改正原資を得るために、平成27年1月1日の昇給につきましては、1号級抑制すると規定をするものであります。

なお、今回の改正では、民間給与との比較による改正となっておりますが、平成27年4月からは、給与制度の総合的な見直しをするということで、給料表を2%引き下げ、特に50歳代の層につきましては、最大4%引き下げとなるものでございます。

以上が今回の改正内容の主な概要でございます。よろしく願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

はい、呉羽議員。

呉羽議員 最初に言われた、国による人勤の改定によることだという、それに準拠しているからというふうに説明がありました。それは全て各、どの項目もそうだというふうに認識することいいですか。

その上で、勤勉手当のところでちょっとわかりにくかったので確認なんですけど、私の理解ができていない可能性があるんで確認させてください。

67.5だったものを82.5にして、最終75にすると、その案件なんですけれども、それは82.5にするというのは、夏と冬、6月と12月の分を合わせてだからその数字にして、最終的には75という数字になるのは、それが合わせてではなくなるのという意味なのでしょうか。年度が、適用年度もそのように27年度からというようなこともありますので、その関係がその理解でいいのかどうかを確認しておきたいと思います。

議長 事務局、どうぞ。

國子主幹 事務局、國子でございます。呉羽議員の質問にお答えさせていただきます。

今の議員、まとめていただいたとおりでございます。年間で1.5月分の勤勉手当ということでございます。本年度につきましては、もう既に6月には0.675月支給でございますので、その分、12月に0.825月ということでございます。27年度以降につきましては、1.5月分を、0.75ずつとするもの、以上でございます。

呉羽議員 了解です。

議長 ほかにはございませんか。事務局長、どうぞ。

福田事務局長 事務局長でございます。

初めのほうの質問、国の人勤どおりでありまして、私どもの給料改正条例の策定をするに当たりましては、構成市町村の状況、また関係一部事務組合の状況も調査をさせていただきました。この条例案は、もちろん理事会で決定をし、提案をさせていただく内容でございますけれども、議案配付が10日ございました。京都府の説明が17日にごございました関係がありまして、実は私どもの条例案をつくる段階では、各市町村の条例案ができていないような状況でございます。そういった中で、理事会で決定した内容というのは、国家公務員と同一のものでやっていくということでございますので御了解をいただきたいと思います。

議長 よろしいですか。はい、ほかに。

なければこれで、質疑を終わります。

討論を省略してお諮りすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、お諮りをします。

議案第7号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第7号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号、平成26年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事、どうぞ。

木村代表理事 それでは、議案第8号を提案させていただきたいと思います。

議案第8号、平成26年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)について。

平成26年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)を別添のとおり定めま
す。

平成26年11月17日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

今回の一般会計補正予算(第1号)は、先ほど御可決賜りました職員給与条例の一部改正に伴います増額補正でございます。

具体的な補正予算の内容であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万4,000円を増額し、補正後の総額を4億7,526万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正の内容でございますが、歳入につきましては、繰越金で26万4,000円の増、一方、歳出では、総務費、これは職員3人分の給与でございますが、給料で2万5,000円の増、職員手当等で18万1,000円の増、共済費で3万8,000円の増、商工費、これは消費生活相談員2名分でございますが、職員手当等で2万円の増となるものでございます。

以上、平成26年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)の概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

原案のとおり御可決賜りますようお願いをいたします。

議長 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

なければこれで、質疑を終わります。

討論を省略してお諮りすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めお諮りいたします。

議案第 8 号、平成 26 年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号）の件を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の議員は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第 8 号、平成 26 年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号）の件は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成 26 年第 2 回相楽郡広域事務組合議会定例会を閉会します。

本日は長時間にわたり、慎重に御審議を賜り、大変ありがとうございました。

これから各市町村議会の定例会等で何かと慌ただしい時期を迎えようとしております。また、寒さも日増しに厳しくなっております。議員の皆様及び理事者の皆様の今後ますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げます。

本日は大変御苦労さまでございました。

なお、全員協議会を 50 分から開催いたしますので、よろしく願います。

（午後 3 時 45 分 閉会）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 杉浦 正省

会 議 録 署 名 議 員 坪井 久行

〃 三原 和久